

施設	区分	使用料
港湾施設用地	<p>1 臨港交通施設の敷地</p>	<p>占用物件の種類に応じ、下関市道路占用料徴収条例（平成17年条例第269号）別表の規定による占用料の例により算定した額</p>
	<p>2 臨港交通施設の敷地以外</p> <p>(1) 土地（上空使用の場合の使用料は、ア及びイに掲げるそれぞれの使用料の2分の1とする。）を使用する場合</p> <p>ア 一般使用 1日につき1m²までごとに</p> <p> (ア) 旅客施設 2円13銭</p> <p> (イ) 荷さばき施設 2円13銭</p> <p> (ウ) 保管施設 2円13銭</p> <p> (エ) その他 4円26銭</p> <p>イ 専用使用 1月につき1m²までごとに</p> <p> (ア) 旅客施設 60円</p> <p> (イ) 荷さばき施設 60円</p> <p> (ウ) 保管施設 60円</p> <p> (エ) その他 120円</p> <p>(2) 電柱又は支柱及びこれに類するものを設置する場合</p> <p>ア 一般使用</p>	

1日につき1本ごとに	2円10銭
イ 専用使用	
1年につき1本ごとに	710円
(3) 地下埋設管を設置する場合	
ア 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第2号に掲げる物件で同法第36条に規定するもの	
（ア） 一般使用 1日につき1mまでごとに	
a 外径0.2m未満	15銭
b 外径0.2m以上0.4m未満	29銭
c 外径0.4m以上1m未満	76銭
d 外径1m以上	1円53銭
（イ） 専用使用 1年につき1mまでごとに	
a 外径0.2m未満	52円
b 外径0.2m以上0.4m未満	100円
c 外径0.4m以上1m未満	260円
d 外径1m以上	520円
イ 道路法第32条第1項第2号に掲げる物件でア以外のもの	
（ア） 一般使用 1日につき1mまでごとに	
a 外径0.2m未満	29銭
b 外径0.2m以上0.4m未満	59銭
c 外径0.4m以上1m未満	1円44銭
d 外径1m以上	2円89銭
（イ） 専用使用 1年につき1mまでごとに	
a 外径0.2m未満	98円
b 外径0.2m以上0.4m未満	200円

	c 外径0.4m以上1m未満	490円
	d 外径1m以上	980円
(4)	広告塔その他これに類する工作物	
	ア 一般使用	
	(ア) 広告塔	
	1日につき表示面積1m ² までごとに	11円53銭
	(イ) アーチ	
	1日につき1基ごとに	69円23銭
	(ウ) 看板(アーチであるものを除く。)	
	a 一時的に設けるもの	
	1日につき表示面積1m ² までごとに	13円84銭
	b その他のもの	
	1日につき表示面積1m ² までごとに	11円53銭
	イ 専用使用	
	(ア) 広告塔	
	1年につき表示面積1m ² までごとに	3,900円
	(イ) アーチ	
	1月につき1基ごとに	1,950円
	(ウ) 看板(アーチであるものを除く。)	
	a 一時的に設けるもの	
	1月につき表示面積1m ² までごとに	390円
	b その他のもの	
	1年につき表示面積1m ² までごとに	3,900円
(5)	板囲、足場、材料置場及びこれらに類するもの	
	ア 一般使用	
	1日につき1m ² までごとに	13円84銭

イ 専用使用 1月につき1 m ² までごとに	390円
(6) 公衆電話所	
ア 一般使用 1日につき1個ごとに	2円89銭
イ 専用使用 1年につき1個ごとに	980円